

新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン【Ver. 10】

1 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症を踏まえたイベント等の実施に関して、人の集まる空間に病原体が持ち込まれることを最小限にするとともに、もし持ち込まれたとしても集団内で二次感染が起きるリスクを最小限とすることを目的とする。

2 県主催イベントの対応

(1) 開催

- ・ 県が主催するイベントは、(2)「イベント開催時の必要な感染防止対策」や業種別ガイドラインを参考に、個別にイベントの性質・施設の状況等を踏まえた感染防止対策を行い、「社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について」で示されているイベントの留意事項（参加人数等）を遵守した上で開催する。
- ・ イベント参加者が5,000人を超え、かつ収容率が50%を超えるようなイベントについては、併せて感染防止安全計画を策定し、危機管理課へ事前相談を行う。なお、事前相談において、危機管理課は適切な感染防止対策をとれているかどうかを確認し、最終的にどの様な感染防止対策をとるか、イベントの開催の可否等の判断については、イベント担当課の責任において行うものとする。

※社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html

※大規模イベントの開催に伴う県への事前相談について

https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00071.html

(2) イベント開催時の必要な感染防止対策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
<p>①飛沫感染対策</p> <p>□適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底</p> <p>*適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</p> <p>□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p> <p>*大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔。その際、主催者や出演者等から参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける）</p> <p>*大声を「観客等が、^ア通常よりも大きな声量で、^イ反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p>	<p>○マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（大声なしの場合）主催者や出演者等から参加者等に対する「大声を出さないこと」の適切な周知 ・マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等） ・応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整 ・警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 <p>○入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p>
<p>「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、</p> <p>□大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保</p> <p>□大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施</p>	<p>○チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底 ・座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売 <p>○主催者及び出演者等からのアナウンスや警備員の配置等による、大声なしエリ</p>

	アにおける応援自粛の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別注意や退場の徹底
<p>②エアロゾル感染対策</p> <p><input type="checkbox"/>機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <p>*必要な換気量（一人当たり換気量 30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）</p> <p>*機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け</p> <p>*機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は 40-70%</p> <p>*屋外開催は除く</p> <p><input type="checkbox"/>適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</p> <p><input type="checkbox"/>イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス <p>○マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
<p>③接触感染策</p> <p><input type="checkbox"/>イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施</p> <p><input type="checkbox"/>イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施</p> <p>○アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ</p> <p>○距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
<p>(2) その他の感染対策</p>	
<p>④飲食時の感染対策</p> <p><input type="checkbox"/>上記(1)感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知</p>	<p>○アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ</p> <p>○飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨</p> <p>○飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保、マスクを外して会話を行う者への個別注意等）</p>
<p>⑤イベント前の感染対策</p>	<p>○体制構築の上、検温・検査の実施</p>

<input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥感染拡大対策 <input type="checkbox"/> イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起	<input type="checkbox"/> 感染者が発生した旨のHP等を活用した参加者への迅速な周知 <input type="checkbox"/> 各地域の通知サービス（QRコードを用いたもの等）等による参加者への注意喚起手法の確立
2. 出演者やスタッフの感染対策	
<input checked="" type="checkbox"/> ⑦出演者やスタッフの感染対策 <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 <input type="checkbox"/> 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	<input type="checkbox"/> 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・健康アプリの活用等による健康管理 ・出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 <input type="checkbox"/> 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避 ・舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保 ・本番前後でのマスクの適切な着用 ・イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ <input type="checkbox"/> ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

※大声を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。

(注) 内閣官房のHPにおいて、各業界団体等が作成している業種別ガイドラインを公表している。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【会議・講演会における感染防止対策例】

参加者には、講演会の開催通知、チラシ、HP等により、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に参加をお断りすることがある旨を周知する。

1) 入場時の体調チェック・マスク着用の確認・登録・ポリシー周知・手洗い

①体調チェック→ ②マスク着用の確認→ ③登録→ ④ポリシー周知→⑤手洗い→
⑥入場

①体調チェック

- ・ 非接触式体温計を使用し、検温を行う。
- ・ 発熱者・有症状者の入場は断る。
※ 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入場を認める。

②マスク着用の確認

- ・ マスク着用を確認し、持参していない者がいた場合は、マスクを配布する等して、適切なマスクの正しい着用を周知する。

③入場登録

- ・ 接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。

④入場時の施設内行動ポリシー周知

- ・ 施設利用上の留意事項を作成し、参加者に配布し徹底する。

⑤手洗い

- ・ 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

⑥入場

- ・ 以上⑤までを行った方は、入館を許可する。
なお、入館後もトイレ等での手洗いを小まめに行うことを推奨する。

⑦入場時の留意事項

- ・ 受付では、参加者の間隔を維持する。（できるだけ2 m、最低1 m）

2) 講演会等の主催者による適切な環境管理

- ・ 講演会等の途中においても適宜手洗いができるような場を確保する。
- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。
定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・ 会場の定員や座席間隔については、「社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について」で示しているイベントの留意事項を参考に人が密集しないよう工夫する。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意する。
- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的（1～2時間に1度程度）に行う。
- ・ 入退場に時間差を設け、人の密集を回避する。また、常に人の出入りがあるイ

ベントの場合は、入場口と退場口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

3) 講演者・スタッフの行動管理

- ・ 有症状者は出演・出勤を控える。

4) 安全衛生スタッフの配置

- ・ イベントを実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させるなど、適切な環境でイベントが開催されるよう十分な配慮を行うものとする。

5) 飲食関連

- ・ 食事中以外のマスク着用を推奨する。
- ・ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛する。

6) 喫煙

- ・ 感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。

7) ゴミ箱

- ・ ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いること（足ぶみ式で開閉できるものが望ましい。）。

8) 換気

- ・ 機械換気による常時換気又は窓開け換気を行うように努める。

9) 参加者の催物前後の行動管理

- ・ イベント前後においても個人として感染防止対策を行ってもらうように注意喚起する。特に、イベントで感染者が発生した際には、HP等を活用してその旨を参加者等へ迅速に周知し、注意喚起を行う。

10) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者に感染者が出た場合は保健所の聞き取り調査が行われる旨を周知するものとする。

3 県有施設の対応

施設管理者は、社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請や業種別ガイドラインを遵守し、施設の実情に応じて必要な感染防止対策を徹底する。

該当する業種別ガイドラインがない施設においては、類似施設の業種別ガイドラインを参照する。

【ガイドラインの取扱い】

- ・ 本ガイドラインは、令和2年4月2日から適用する。
- ・ なお、群馬県内での新型コロナウイルスの感染の広がりや他県の感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする。